

独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）」、「特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）」、及び「公務員制度改革大綱（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）」に基づく公表

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（令和 6 年 10 月 1 日現在）

役職	氏名	就任年月日	経歴
理事長	三島 良直	令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日	昭和 50 年 3 月 昭和 54 年 8 月 平成 9 年 4 月 平成 24 年 10 月 平成 31 年 4 月 東京工業大学大学院理工学研究科 修士課程 修了 University of California, Berkeley 大学院材料科学専攻 博士課程 修了 東京工業大学 教授 （大学院総合理工学研究科材料物理学専攻） 東京工業大学 学長（平成 30 年 3 月まで） 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 技術戦略研究センター センター長
理事	屋敷 次郎	令和 6 年 7 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日	平成 2 年 3 月 平成 2 年 4 月 平成 29 年 7 月 平成 30 年 7 月 令和元年 7 月 令和 3 年 9 月 令和 4 年 6 月 東京大学 経済学部卒業 厚生省入省 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長 厚生労働省大臣官房参事官（情報化担当） 社会保険診療報酬支払基金理事長特任補佐 厚生労働省大臣官房審議官（年金担当） 独立行政法人地域医療機能推進機構理事 （管理・労務・経営担当）
監事	稲葉 カヨ	令和 2 年 9 月 1 日 ～ 中長期計画最終年度 についての財務諸表 承認日	昭和 53 年 3 月 平成 11 年 4 月 平成 15 年 4 月 平成 19 年 10 月 平成 25 年 8 月 平成 26 年 10 月 京都大学大学院 理学研究科博士課程 修了 京都大学大学院 生命科学研究所 教授 京都大学大学院 生命科学研究所長 京都大学 女性研究者支援センター長 京都大学 副学長 京都大学 理事・副学長（令和 2 年 9 月 30 日まで）

参考

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）

第 22 条 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であって政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

1. 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報
2. 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報
3. 当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報

2 前項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令

第 12 条

2 法第 2 条第 1 項の政令で定める情報は、次に掲げるものとする。

(1) 独立行政法人等の組織に関する次に掲げる情報

□ 当該独立行政法人等の組織の概要

(当該独立行政法人等の役員の数、氏名、役職、任期及び経歴並びに職員の数を含む。)

特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）

III 各特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項

（2）共通的事項

ニ 各独立行政法人等（独立行政法人等情報公開法の対象法人）の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものを取りまとめる。

ホ 特殊法人等（特殊会社を含む。）、民間法人化された特殊法人・認可法人及び独立行政法人のうち、上記二に掲げる法人以外の法人については、当該法人が、その法人の役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及びその法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものを取りまとめる。

公務員制度改革大綱（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）

II 新たな公務員制度の概要

3 適正な再就職ルールの確立

その他

ア 各独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）の対象法人）の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものを取りまとめる。

イ 上記からまでに掲げる法人のうち、上記アに掲げる法人以外の法人については、当該法人が、その法人の役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及びその法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものを取りまとめる。